

決算特別委員会会議録（第2号）

—○会議月日 平成21年9月8日（火曜日）

—○会議場所 蓬田村議会議事堂

—○出席委員（8名）

委員長 松本 淳 司 君
 副委員長 坂本 豊 君
 委員 久慈 省 悟 君 藤田 修 一 君
 木村 修 君 山 館 清 剛 君
 青木 倉 元 君 久 慈 隆 一 君

—○欠席委員（なし）

—○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 古川 正 隆 君
 教育長 八 戸 良 幸 君
 会計管理者 木村 春 美 君
 総務課長 佐々木 京太郎 君
 住民生活課長 八 戸 純 一 君
 産業振興課長 青川 ・ 清 春 君
 教育課長 青 木 昭 信 君
 代表監査委員 武 井 昭 夫 君

—○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 太 田 信 雄 君
 議会事務局主幹 中 川 悟 君

—○会議に付した事件

1. 議案第50号 平成20年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
2. 議案第51号 平成20年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
3. 議案第52号 平成20年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
4. 議案第53号 平成20年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
5. 議案第54号 平成20年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
6. 議案第55号 平成20年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
7. 議案第56号 平成20年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
8. 議案第57号 平成20年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

—○議事の経過概要

午前9時40分 開会

○松本委員長 おはようございます。
 ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第50号平成20年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、28ページまでの歳入全般について質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 まず、10ページの村税についてお伺いをいたします。

監査委員からいただいた資料で見ますと、村税の滞納が物すごくウナギ登りにふえているわけです。平成20年度は373万3,000円、件数についても57件。前年度は159万6,000円で36件でありました。平均の税額も平成20年度は6万5,000円ほどになっているわけですが、この滞納が急激にふえた原因というのは何なのか、当局はどのようにとらえているのか、まず質問をいたします。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 一概的にはああこうだとは言えませんが、恐らく国のここ近年の不況、これらが相当影響しているものと思われれます。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 私は、この原因というのは、小泉内閣が進めてきた骨太方針に沿った社会保障費の削減、それから三位一体改革で村税の税率が2倍になったということ。さらに、今課長が答弁した不況、これが原因をつくっているのではないかと思います。そして、それに伴って雇用不安が、まず大企業の派遣切りを自由にした派遣法の改悪、これも私は根本にあると思います。この1年余りでふえている税金の滞納は、住民経済の崩壊が原因と私は考えているわけです。滞納を放置するという事は財政に非常に大きな影響を与えるわけですが、また逆に住民生活を守るということも行政の仕事なわけです。この相反することに対して、役場はどのような方針で対処していくのか、質問をいたします。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 いろいろな手法もありますけれども、今現在、村としては、言葉は悪いですが、差し押さえというか、そういう形まではいかないとしても、中には生活困窮とか所在不明、生活保護あるいは死亡とこれらもいろいろありまして、財産の差し押

さえによって生活が著しく窮迫する恐れがあるというものに関しては極力相談に乗りながら納税、これらを進めていきたい、こういうふうには考えているところでございます。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 税金というのは前年度の所得に対して課税されるわけです。支払う年度に不況などでも支払う余裕がなくなるということもあるわけです。そういうときは減免制度も私はあると思うわけですが、この制度を利用した減免の指導は行っているのかということと、もう1点は、この村民税の減免という条例の中には、「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの、またはこれに準じると認められるもの」というふうに書かれているわけです。この「これに準ずるもの」というのは失業者が含まれると私は思うわけですが、これはどのように考えているのか、最後に答弁をお願いします。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 1点目の制度の減免、これはフルに活用していきたい、あるいはその減免の願いとか、あるいはそういうものに対しての相談、これらについては極力応じるようやっていますと、こういうふうに思っております。

ただ、2点目の方については、ちょっと失業者まで入れる、そこまではちょっと我々も……、今後協議してみたい、あるいはそういうのを検討してみたいとは思っています。

○松本委員長 3番木村委員。

○木村委員 同じく1款村税の不納欠損額についてお尋ねいたします。

監査委員から提出された資料を見ますと、不納欠損処分した状況が細かく示されています。一般会計と国保税を合わせて1,000万円弱のお金が平成20年度不納欠損として扱われております。徴収権利を放棄したわけでありましてけれども、その状況を見ますと1款1項から3項まで個人村民税、そして固定資産税、軽自動車税合わせて64項目にわたって不納欠損処分されておりましてけれども、この不納欠損した年度と状況を見ますと、平成19年、18年、17年、16年のものも不納欠損として処分されたりしていますけれども、この不納欠損として扱っている基準と比べればいいのか、どのような基準みたいなものを設けているのか、そして不納欠損金として扱っているのか、その状況をお知らせ願います。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 本当に委員おっしゃるとおり、かなりの不納欠損があります。この不納欠損については、平成15年に一度そのときの分を全部、ちょっと適切な言葉ではないとしても、そのときの分までは一たん帳消しにして、15年からまた新たにやっております。

理由としては、例えば誓約書をとらないで5年の消滅時効が成立してしまったものもあります。そして、それ以降については十分精査して、時効が成立しないよう努力はしています。今後とも不納欠損はなるべく出さないように一丸となって今やっていますと、こういうふうには思っております。

○松本委員長 3番木村委員。

○木村委員 一部住民からこういう声があります。「何か5年あれば税金納めていなくても帳消しになる」と、そういうふうなことを言っている人が見受けられます。この不納欠損として扱ったこの年度の状況を見ますと、5年間たっていないものも何件も入っています。特に固定資産税の部分ですけれども、5年間払わなかったから不納欠損処分として扱っているのであれば、平成19年、18年、17年のこの件数はまだ二、三年しか暮らしていないわけですけれども、どういうふうにして不納欠損として——もう徴収する権利がこれでなくなってしまうわけですから、5年間なら5年間待っても、落とさなくてもいいんじゃないかと私は思うんですけれども、その点どう判断しているのか、その辺をもう一度答弁願います。

○議長(久慈隆一君) 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 一部住民のその「5年あれば帳消し」、こういう話はちょっと聞き慣れた言葉でもありませんけれども、そういうことは我々も決して5年間過ぎたものに対しても、何というか、帳消しということはあり得ません。

というのは、これは先ほども申し述べたとおり、中身は誓約書をとっていますけれども、それらの取り忘れ、あるいは督促をちょっと、忘れてはいないとは思いますが、その都度督促を出して、何というか、5年のそれを逃がさないとか、そういうことでもやっておりますけれども、一つには納税者の規範意識があると思います。いずれにしても全体的、全部全部がこの5年で免れているとか、そういうことではありませんので、その辺を理解していただければと思います。

○松本委員長 3番木村委員。

○木村委員 この村税の中の個人村民税を見ますと、18年度に1件、そして固定資産税は19年度の方2件、18年度の方4件、17年度の方6件と、これらはまだ二、三年しか暮らしていないわけですね。これをなぜ不納欠損として扱うのか、その理由をお聞きします。

○佐々木総務課長 委員長、ちょっと休憩をお願いします。

○松本委員長 暫時休憩します。

午前9時52分 休憩

— 午前9時55分 再開

○松本委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 お答えいたします。

生活保護を受給して、高齢者等の生活……、まあ、高齢者等のその家の状況を見ると今後所得がふえそうもないとこういうふうには判断されるものに対しては、5年未満でもできると、こういうことになっております。以上です。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。

議会費、総務費で29ページから44ページまでの質疑を行います。

3番木村委員。

○木村委員 34ページをお願いします。

6目の交通安全対策費の15節工事請負費99万 5,190円使用されていますが、この内容を説明願います。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 これらの主なるものは、カーブミラーあるいはガードレール、これらが主なものとなっております。

○松本委員長 3番木村委員。

○木村委員 これに関連してお聞きします。蓬田中学校から南側へ、中沢方面へ通学路として汐越地区まで歩道が設置されています。そして、歩道が終わってから津軽線を横切って、阿弥陀川の中道路を通って、そして長科、中沢方面というふうに通学路が指定されているわけでありませうけれども、踏み切りを渡ってちょうど蓬田地区公民館、山本兼光さん宅の前が十字路口となっております。あの地区の人から「非常に危険である」という声が上がっているの、私、今これに関連してお聞きしているわけですが、あの道路は蓬田地区の公民館の方が坂になっておりまして、あそこに停止の印も何もありません。阿弥陀川の方には「とまれ」の表示がありませんけれども、あの地区の人があの道路を「非常に危険だ。いつ事故があるかわからない」と言っております。

そこで要望するわけでありませうけれども、あの道路の場所に「とまれ」の路面表示をしていただきたい、こう思うわけですが、見解を伺います。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 お答えいたします。交通安全の観点からも一応現場を見て、担当と協議いたしまして、「とまれ」の標識設置を検討してみたいと思います。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 今、同じく35ページの、木村委員の質問と同じですが、15の工事請負費の交通安全施設設置工事費99万 5,000円がありますけれども、中沢の駅に行く裏通りですけれども、坂本忠考さんの自宅の方から青森方面へ行ったときにT字路があるわけですが、そのT字路にカーブミラーが設置してあるわけです。そのカーブミラーの片方がもう全然機能していないんですけれども、私、3年ぐらい前からそれを直してほしいと言っているんですが、いまだに直っていないわけですね。こういう工事費の予算があるのであれば、ぜひ新しく直してほしいということなんですが、いかがですか。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 そうすれば、早速現場を見て対処したいと、このように思います。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから、次に民生費、衛生費、労働費で、44ページから55ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 質問がないようですから、次に農林水産費、商工費で55ページから62ページまでの質疑を行います。

7番坂本委員。

○坂本委員 57ページの農業振興費13委託料の蓬田村猟友会有害鳥獣駆除委託料2万円とありますが、こここのところに関連して質問したいわけです。

ことしの6月ごろですか、猟友会の方々が鴨の駆除で鉄砲を撃っていたわけですね。直接この鉄砲を撃っている方に話を聞いたわけではないんですが、もしあの散弾に鉛玉が使われているのであれば、これは水田にあの玉が落ちるわけで、非常に鉛で水田等が汚染されるということを私はちょっと心配しているわけです。今、これ、古い資料なんです、三重県あたりでもこういう鉛玉が鳥などに大きな影響を与えているということで、猟友会そのものも環境の保護に役立つのであれば、鉛玉の使用を禁止するというのを決めたという新聞があります。例えば青森県の場合では、小川原湖が鉛玉の使用が禁止されているわけですが、どう見ても水田では自由に鉛玉をまき散らしてもいいというわけには私はいかないと思うわけですね。何かこういうのを規制する方法というのがあると思うわけですが、どのように考えるのか、まず答弁をお願いしたいと思います。

○松本委員長 産業振興課長。

○川・産業振興課長 猟友会に関しては実際鉛玉が使われているかどうかというのは、私もちょっと今現在のはっきりしませんので、至急それを調べてですね、もし対処できる方法があるのであれば、中で検討していきたいと考えています。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 これはちょっと古い資料で申しわけないんですが、散弾の玉は一発約100円だそうですね、鉛玉は。それで、鉄やスズなど無毒性散弾というのは一発330円と3.3倍も高い。ですから、打つ方にしてみればコストがかかるので、あと鉄砲の方も鉄だと壊れやすいという話も聞いているので、これはコストがかかるわけですが、水田での使用は禁止されていないということになれば、規制がかからないわけですね。村長は、この問題についても何か規制が必要ではないかと私は思うんですが、どのように考えているのか、お答え願います。

○松本委員長 村長、答弁。

○古川村長 勉強不足でちょっとそこまで私も内容がよくわからないわけですが、そういうようなことであればですね、我々もよく県の方との対応を聞いてですね、勉強して、どうすればよい方法があるか検討してみたいと。とりあえず我々としては情報を入手したいと思っておりますので、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 三重県では県の条例で全面禁止したということなんです。ということは、自治体においてもこの村の条例で鉛玉の使用を禁止するという事は、私はできると思うわけですが、その辺については総務課長、どのように判断できますか。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 私も今初めて聞いたような話なので、いろいろ関係機関とも情報の交換をしながら、そのようにできるのであればそのように対処したいと、こういう考えを持ちました。以上です。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。7番坂本委員。
○坂本委員 58ページの畜産業のところ、一番上段にトラクターの任意保険料とあるわけですね。これに関連してちょっとお聞きいたします。
役場では、このトラクターに装置する草刈り機のツインモアーというのを購入して、去年も使用していたと思います。ことしは使われているのかどうか、私、見かけていないので、これはどういうふうになっているのかお聞きします。
○松本委員長 産業振興課長、答弁。
○川・産業振興課長 去年は使っておりましたけれども、ことしは緊急雇用対策の事業がありまして、草刈り等のあれで国から金が出ておりますので、人を採用して対応しています。以上です。
○松本委員長 7番坂本委員。
○坂本委員 せっかくこういうふうに立派な機械、それから稼働できるトラクターもあるので、ぜひ使用した方がいいと思います。何も任意保険をかけて意味がないわけですね。

それで、1点お聞きしたいのは、今、村も予算を出している水土里保全隊、この保全隊にこのトラクターを丸ごと草刈り等に使用するために貸し出しできないのかどうか、これ1点お聞きしたいと思います。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。
○川・産業振興課長 水土里保全隊の方へ貸し出すことは可能であります。
○松本委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)
○松本委員長 ないようですから、次に土木費、消防費で63ページから69ページまでの質疑を行います。
7番坂本委員。

○坂本委員 62ページの……。 (「63ページからです」の声あり) そうすれば、終わったんだね。委員長、ちょっと逃したので1点だけいいですか。

○松本委員長 はい。
○坂本委員 申しわけありません。62ページのたまたつのトイレの塗装についてお聞きしたいわけですが、この塗装の色が以前は木目調の茶色っぽい木のような塗装であったのが、急に灰色みたいな色に変わって、住民からも「なぜああいう色になったのか、あれは下塗りなのか」と言われたんですが、私も何か似合わないと思っているわけですが、これはどういうふうにしてあの色になったのか、またもとの色に戻せないのか、お聞きします。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。
○川・産業振興課長 私もどういう色になったかと言われれば、ちょっとわからないんですけども、これは事業がですね、原子燃料サイクル事業でやりまして、それでもう終わっていますので、前に戻すということはちょっと不可能だと思います。

○松本委員長 7番坂本委員。
○坂本委員 いや、どういう経緯であの色を選んだのか、知っていたら。あの色でないとだめだというふうにだれかが指定したのか、その辺についてお聞きします。

○松本委員長 産業振興課長。
○川・産業振興課長 その色が多分海岸にマッチしているものとして選んだものだと思います。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
○松本委員長 それでは、63ページから69ページまでの質疑をお願いいたします。

質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
○松本委員長 ないようですから、次に、教育費で69ページから82ページまでの質疑を行います。
7番坂本委員。

○坂本委員 70ページの一番下段にバス停土地借上料とあるわけですが、このバス停のことでちょっとお聞きしたいんですが、以前から思っていたわけですが、スクールバス停にはログハウスが建てられているわけですね。高根、広瀬、瀬辺地、郷沢というふうには。どうして中沢とか長科、阿弥陀川にはあのログハウスがないのか、その経緯が全くわからなかったんですが、ちょっと知っていたらお答え願いたいと思います。

○松本委員長 教育課長、答弁。
○青木教育課長 今のご質問ですが、私も今質問されたあれで初めてわかったんですが、そこまではちょっと私も把握していませんので。

○松本委員長 その経過を知っている方の答弁は……。
暫時休憩します。
午前10時14分 休憩

— 午前10時15分 再開

○松本委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。
教育課長、答弁。

○青木教育課長 ただいまの件については後で調査して報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○松本委員長 7番坂本委員。
○坂本委員 役場が費用を出して建ててくれたのであれば、ない地域にもぜひ、かわいいログハウスのバス停なので、ぜひほかの地域にも建ててほしいと思うわけですが、答弁をお願いします。

○松本委員長 教育課長、答弁。
○青木教育課長 前向きなる検討をさせていただきたいと思います。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。1番久慈委員。
○久慈(省)委員 77ページをお願いします。
12番役務費の中で、放課後子ども教室通信運搬費とありますけれども、放課後子ども教

室、今親御さんの中で共稼ぎが皆さんふえているんですけども、小学校で5時までですか、子供をとりあえず預かるという制度がありますけれども、この時間を5時まででなくもう少し延ばしていただきたいという要望が入っているんですけども、可能かどうか、教育課長の答弁をお願いいたします。

○松本委員 教育課長、答弁。

○青木教育課長 いただいたご質問ですが、それは可能でございます。この事業はですね、今、質問にございましたけれども、保護者の方が共働き等で家に帰ってもだれもいないとか、そういう方々の子供さんを対象にしている事業でございます。午後2時から午後5時まで学校のランチルームにですね、そういう安全の場所というか、開設して子供さんを見守っている、そういう事業でございます。この延長時間については——ただ、詰めるというのもありますので、ことしは事業がスタートしていますのでことしは無理としてもですね、来年に向けてぜひ実施したいとそうように考えていますので、検討させてもらいたいと思います。

○松本委員 1番久慈委員。

○久慈（省）委員 うちの村の蓬田紳装の共稼ぎの父母の方がですね、なかなか5時までには迎えに行くことができないと。そういう中で職場に連れてきたりして、子供ですから走り回ったりもしますし、工場内で万が一がとか、そういうことに見舞われた場合のさまざまな問題も出てきます。その中で、やはり父母の方々もそういうふうにしていただければ非常にありがたいという住民のご意見でございますので、バスが迎えに行ったり、さまざまバスの方の職員の方々、そういうふうなことも検討していかねばならないことだと思いますけれども、前向きにきちんと検討していただきたいと思います。以上です。

○松本委員 ほか質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○松本委員 ないようですから、次に、82ページ、災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○松本委員 ないようですから、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。7番坂本委員。

○坂本委員 この一般会計の決算認定には、反対討論をいたします。

まず、理由は、国保税が高過ぎて払えないという住民の声は常に議会で取り上げてまいりました。最近の自民、公明党の悪政が、特に小泉内閣以降押しつけられてきた痛みにより国民の経済はじり貧であります。それが原因で税金の滞納額も異常なほどウナギ登りにふえつづけております。高過ぎる国保税を引き下げない限り滞納額は減少することはないと思います。

払えない人との差別化も解消する必要があります。払いたくても払えない人と払えるのに払わない人とは違うわけです。

滞納者を少なくしていくことは、一般会計からの繰り入れをして国保税を引き下げることでも方法です。地方交付税の使い道は自治体の自由であります。制限を受けることはありません。

ふれあいセンターの灯油代の高騰では、多額の資金を繰り入れをしています。第三セクターの蓬田紳装にも3,000万円の融資もできるようにしました。国保会計だけでは繰り入れできないということは、私はないと思います。法的にも何ら問題はないはずであります。私は予算でも国保会計に繰り入れをして国保税を安くするように求めてきましたが、それが実現していないわけです。

よって、この決算には以上の理由で反対いたします。

○松本委員 ほか討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○松本委員 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第50号平成20年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○松本委員 起立多数です。よって、議案第50号平成20年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件については、認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

— 午前10時30分 再開

○松本委員 休憩を取り消し、会議を再開します。

議案第51号平成20年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○松本委員 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○松本委員 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第51号平成20年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○松本委員 起立全員です。よって、議案第51号平成20年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号平成20年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 105ページの納税貯蓄組合完納奨励金とあるわけですね、上から6行目ですけれども。金額も89万3,000円。滞納額がこれほど存在しているのに完納奨励金があるということはどういうことなのか、説明をお願いします。

○松本委員長 答弁をお願いします。（「済みません、ちょっと休憩をお願いします」の声あり）

暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○松本委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 お答えいたします。

組合員の中の完納者に、完納の税額に対し1%掛けて奨励金を出していると、こういうことでございます。ちなみに当初は100万円計上しております。そして、補正が、そうですね、最終的には10万6,000円減額で89万4,000円。こういうふうになっております。以上でございます。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○松本委員長 質問がほかにないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

7番坂本委員。

○坂本委員 この国保会計には先ほど一般会計でも述べたように、同じ理由で反対です。

○松本委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○松本委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第52号平成20年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○松本委員長 起立多数です。よって、議案第52号平成20年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号平成20年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○松本委員長 質問がないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○松本委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第53号平成20年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○松本委員長 起立多数です。よって、議案第53号平成20年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号平成20年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

7番坂本委員。

○坂本委員 121ページの使用料のことでお聞きをしますが、使用料の滞納額が141万6,000円にふえているわけですね。料金の値上げも影響しているのかと思うわけですが、この滞納の原因をどのように考えているのか、答弁をお願いします。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。

○川・産業振興課長 この滞納の原因はいろいろありますけれども、主に不況が伴っていることが原因かと思われま。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 この監査委員の資料を見ますと、特に水道料金の滞納が出てきたのが平成で言えば15年、それが1件。次の平成16年には3件。次の年には5件。それで昨年、19年度で17件、20年度で45件とウナギ登りというよりも急激にふえているのが本当に気になるわけですね。滞納がこれほどふえますと、前にも質問したことがあるんですが、水道をとめるとかそういうことを実際やっているのか、その辺についてお聞きします。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。

○川・産業振興課長 滞納している方には10カ月ぐらい過ぎてから給水停止をしますのでご相談くださいとか、そういうことをしております。それで、実際に1年ぐらいでとめております。そういうケースもあります。

○松本委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 10カ月過ぎると実際とめる。これほど45件もふえているわけですが、とめると言って実際とめると支払いをするということになるんでしょうか。その辺をもう一度お伺いします。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。

○川・産業振興課長 実際とめて、そのままの場合もあります。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。

3番木村委員。

○木村委員 今現在、水道の供給を停止している件数は何件ぐらいあるのか、お聞きします。

○松本委員長 産業振興課長、答弁。

○川・産業振興課長 ちょっと私、今把握していませんので、後日お知らせいたします。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

7番坂本委員。

○坂本委員 この水道会計には、反対いたします。

私は、当初は水道会計にはもちろん賛成をしてまいりました。水道会計に反対をしてきたのは、基本料金の毎年の値上げが理由でした。滞納がふえたのは料金の値上げだけでなく、不況の影響もあるかもしれません。基本料金の値上げをしても滞納がふえれば値上げの効果を半減してしまうわけです。即、収入増には結びつきません。借金返済が続く限り村の持ち出しが避けられないのであれば、料金の値上げで住民に負担を強いることを減らすことではないでしょうか。

よって、水道会計の決算認定には今回も反対です。

○松本委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第54号平成20年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○松本委員長 起立多数です。よって、議案第54号平成20年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第55号平成20年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第55号平成20年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○松本委員長 起立多数です。よって、議案第55号平成20年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号平成20年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

4番山館委員。

○山館委員 宅地事業も始めてからもう6年になりますか。よって、まだ完売していないわけでございまして、あと7区画ですか、残っているのは。この販売の方法について今後はどういう検討をしていくのか、答弁を願います。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 今後とも新聞等の折り込みチラシ、あるいは、ここは宅建さんにいろいろ販売の関係の支援を求めていると、そういうふう聞いておりますので、そちらの方の不動産関係の方にも若干のチラシ的なもの、こういうものを入れてもらっている皆さんに募集とかそういうことをお願いしていくつもりです。

○松本委員長 4番山館委員。

○山館委員 ということは、宅地造成地域として、これから100%販売するという計画でいくということでしょうか。ええわけですが、もしくは村の何かのものに、そういう地として利用する、完売できない場合に利用するという可能性は考えていませんか。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 今現在はそのようなことは考えておりません。

○松本委員長 4番山館委員。

○山館委員 全然考えていないということになりますと、これは計画的には完売という、何年かかっても何十年かかってもこのままで計画どおり実行していくということになるんですか。その辺をひとつお願いいたします。

○松本委員長 総務課長、答弁。

○佐々木総務課長 今のところはなるべく売るように努力していきたいと、そのように思っております。

○松本委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 質問がないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第56号平成20年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○松本委員長 起立全員です。よって、議案第56号平成20年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号平成20年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 質問がないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

7番坂本委員。

○坂本委員 この後期高齢者医療特別会計に反対であります。

まず、後期高齢者医療保健制度は、世界でも類を見ない、老人を年齢で差別する最悪の制度であります。医療費削減を目的に小泉内閣がつくったこの制度の廃止を私は以前から求めているわけです。この制度を推進する自民公明の政権が退場し、廃止を求める民主党が政権を取ったので、後期高齢者医療制度は廃止になるはずであります。そうでなければ、民主党は公約違反になり、来年の参議院選挙には大きく影響することになるわけです。高齢者いじめのこの医療会計決算に反対であります。以上であります。

○松本委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○松本委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第57号平成20年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○松本委員長 起立多数です。よって、議案第57号平成20年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めの件については、認定することに決定いたしました。

以上で本決算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時04分 閉会

上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。
平成21年 月 日

決算特別委員長

